

平成26年度第1回くまもと市男女共同参画会議 会議録（要旨）

1 日時

平成26年7月14日（月） 午前10時～12時

2 場所

熊本市役所 議会棟2階 予算決算委員会

3 出席委員9名（五十音順、敬称略）

越地真一郎、鈴木桂樹（会長）、園田敬子、田崎年晃、西原鈴代、八谷由香、平山英、藤本典子、八幡彩子（副会長）

4 傍聴者 1人

5 会議次第

（1）開会

（2）委員紹介

（3）議事

議題1 平成25年度における男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について

議題2 熊本市配偶者暴力相談支援センター事業（案）について（報告）

議題3 その他

（4）閉会

6 会議録（要旨） 次のおり

■議題1 平成25年度における男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について

(鈴木会長)

それでは、具体的な検討に入っていきたいと思います。今日は地味な委員会になると思います。こういう実績報告書というのは、細かなことや数字が書いてあって、市民の方々がこれに目を通すというのは至難の業だと思いますが。

だからこそ、この委員会がしっかりチェックしていくという役目をいただいているかと思っておりますのでよろしくお願いします。

それでは、議論していきたいと思います。事前に委員の皆さんからいただいた意見・質問等に対する関係部署から回答が寄せられておりますけれども、これを見てもと、方向性の1と方向性の4の分量が多く、方向性2、3はそれに比べると質問の量が少なかったもので、全体を3つに分けて検討していきたいと思っております。

それぞれ、目を通していただいて、まず方向性1については意見・質問等の1から3ページ、番号では1から17番が方向性1に関わる質問になります。

各関係部署から説明していただく時間が足りなくなってしまうので、それぞれ質問なさった委員の皆さま、また、ここには上がっていないが、方向性1に関して質問する、意見を言うという形でのご発言をいただければと思います。

それでは1から17番に関しまして、補足や意見質問をお願いします。

意見質問の7、報告書の22ページ、これは私が出しましたけれども、3つの行政委員会、選挙管理委員会、監査委員会、農業委員会の女性割合が極端に低い、そのうち2つはゼロです。これについて、担当部署の見解、どうしようとしているのかを質問しました。それに対して、監査委員会は長の選任事項となっている、と回答いただいているのですが。

監査事務局としては、長の権限であるというご回答でよろしいでしょうか。では、そうすると長はどう考えているのですか。

つまり、長の選任事項となっているので長の見解はどうなっているのでしょうか。

(事務局)

監査委員は、現実的には議会からと市の執行部の職員という形で市長の方が議会にはかりまして、議決いただいて決まるという形になっています。

その中でまず、もともと議会の中も男性が多い、そして、職員の一人を監査委員に推薦するときも、局長級あたりの職員を推薦しますので、そこもまた男

性が多いというところで、今のところは男性が4人で、女性が0人となっておりますが、根本的に推薦する母体が変わってくれば当然変わってくるものかと思えます。

決して、男性とか女性とか性別で選んでいるわけではなく、あくまで代表監査として、もっとも適した人を市長が議会に選任するという形になっておりますので、たまたま男性が選任されているというところでございます。

(鈴木会長)

わかりました。ですが、その説明で納得しては、なかなか変わらないと思います。要するに、普通にやっていたら男女半々になるのが普通なのになんで4人中0人なのか、とか、なぜ女性が全くいないのか、というところから議論を出発して、議会の認識であるとか長の認識を変えていっていただかないとなかなか変わらないのではないかと思います。

ですから、農業委員についても、これは農業に従事しておられる比率を見ると男女半々場合によっては女性の方がやや多いという就業構造になっていたかと思えますけれども、農業委員会の構成が4.1%しか女性がいないということで、なかなか苦勞が多いかと思えますが、公選部分でどのように対応していくかが課題であると思えます。農業委員について、女性を増やす工夫や取り組みがありましたら補足をお願いいたします。

(農業委員会事務局)

農業委員会でございます。回答していますとおり40名の公選部分につきましては、40のブロックから農業の代表者ということで選挙で選出されております。確かにその中に女性が代表に出てくる機会は少ない状況です。

公選以外の部分の推薦団体については、ある程度任意性がございますので、関係団体に女性委員の推薦をお願いすることで女性委員の数を増やしていきたいと記載しているところです。

公選の部分は、熊本市を40のブロックに分けて地区の代表として選挙で出てこられますので、そこに女性をとというと越権行為的なこともでてくるのではないかと悩んでおります。

(鈴木会長)

ありがとうございます。

他のところで園田委員が質問していただいておりますが、何かございましたらお願いします。

(園田委員)

いま鈴木会長からもご意見いただいて、私も審議会の平成30年度の目標値に対して、中間見直しが終わったこれからの5年間でどのような進みがあるのかなということ、どうしても女性の審議会委員が少ないというのが目立って

おりましたので、質問番号6で質問をさせていただきました。

回答にやはり女性の人材が少ない分野があるし、それに対して事務局からもプッシュはしていくけれども、もともとの団体の意向もあるのでということがありました。

私は、この4月から熊本県の男女共同参画の活動も並行しておまして、県の課長からの県の方針などの話を聞く機会がありました。県も同じような状況があるようで、審議会になるべく女性を入れようというときに、候補となる女性人材が不足しているので、これからはその分を育てるということで、国の予算も利用しながら、女性の人材育成、経済同友会などの幹部候補を養成するようなセミナーをどんどんやっていくという話もありましたので、ぜひとも市も熊本市にある企業などと連動して行ってほしいと思います。

それから、質問番号8で、企業に対する実態調査を今年度実施されるということで、前回のアンケート調査などの数値も私たちは検討させていただきました。今回、国の施策と相成って、いま企業を動かす好機だと思いますので、そのアンケートの内容で企業には、市のほうからもアクションを起こしていただいて、モデルとなる企業が増えていくような施策をやっていただきたいなと思います。

(鈴木会長)

ありがとうございました。

いまおっしゃった企業実態調査というのは、今年度実施されるのですか。

(事務局)

今年度実施する予定です。

(鈴木会長)

実施にあたっての回答欄をみますといくつか配慮する点が掲げてありますが、ちょっとかいつまんでご説明いただいてよろしいでしょうか。

(事務局)

前回調査を3年前に実施しましたが、その際、対象企業の中に実体のない企業が多く含まれておりました。そして回収率も低かったということもありますので、より正確なデータを把握する手段として、今回は国の総務省統計局に対しまして、経済センサスという統計調査をしておりますので、そこから事業所のデータをいただきまして、そのデータから抽出した企業にアンケートをお願いしようと考えておりますので、そこは回収率アップにつながるかと思います。

また、中身につきましては、比較的小規模な企業から、大企業向けの設問ではないか、ですとか、小企業には回答できない、といった意見もございましたことから、経年変化をみる目的に反しない範囲で設問を加えようと考えております。

あと、調査結果はもちろん調査を行うだけでなく、企業における男女共同参画の各種の進捗状況も把握しますけれども、どうしてワーク・ライフ・バランスに取り組んでいないのか、といった要因なども分析いたしまして、企業と行政とでタイアップしてできないかと考えております。また、ワーク・ライフ・バランスに取り組んでいる企業や女性の登用を進めている企業の人事部ですとか関係部署そういったところと実態やメリットなどを講話いただいたり、意見交換できるような交流会を企画しようと考えております。

(鈴木会長)

はい、ありがとうございました。

平山委員、企業でいろいろ活動されていると、こういった調査依頼というのはあるものなのでしょうか。

(平山委員)

年に数回あるかと思います。

先ほど、ご回答の中で県の事業にも触れられましたが、これは経営者協会が県から受託してやっていく事業のことかと思いますが、そういった中で女性の活躍支援というのは各企業の喫緊の課題ということで認識されているというのは事実だと思います。

(鈴木会長)

はい、ありがとうございます。

調査に当たっては、ご意見お知恵をお借りしてより有効な調査を実施していただきたいと思います。

次に、八幡委員からお願いします。

(八幡委員)

私の方から2点質問させていただきたいと思います。まず、意見・質問の資料の3番目、教育委員会指導課さんから高等学校における家庭科でどういうことを学習されているのか、という資料をあげていただきありがとうございます。熊本市立の高等学校2校とも資料出していただきました。

このことに関連してご質問です。報告書の10、11ページですが、両校の学習資料どちらを見てもワーク・ライフ・バランスというキーワードがあがっていない。もちろん家庭科という教科は、男女共同参画の実情についてデータ的に学ぶ、と学習内容も教科書にはあるのですが、それと関連して生活設計、要するにプランニングする、実際にどういう風に生活を組み立てていくのかという実践的な学びのところに特徴があると思うのですが、この両校ともワーク・ライフ・バランス、実は前回もお話させていただいたのですが、熊本市が採用している中学校の家庭科の教科書ではない方の教科書には、実は中学校の段階からワーク・ライフ・バランスの学習内容が入っています。

ところが、熊本市が採用している教科書会社は、高校で男女共同参画の学習内容を充実させています。つまり、高等学校で教科書のそうした一番充実しているところを逃してしまうと、ワーク・ライフ・バランスにしろ、男女共同参画の実情にしろ、学習内容が低下するのはいかがだろうかと思うところがあります。関連して、なぜワーク・ライフ・バランスについて学ばないのか、あるいは高等学校で使用されている教科書会社がわかりましたら教えていただきたいというのが1つです。

もう1点は、今回の意見の全体に関わるということで、意見質問の資料6ページの2番目のところですが、情報紙はあもにいという熊本市の作成されているこの資料についてですが、この情報紙は、非常に内容も充実しています。

本日持参したのは、昨年11月に発行された、特集が「男性にとっての男女共同参画」というテーマで刊行されているものです。実はこの2014年6月に刊行されたばかりの内閣府から出されている男女共同参画白書は、白書の発行以来はじめて「男性にとっての男女共同参画」を取り上げたということだったので、熊本市はそれに半年、先駆けてこのテーマを取り上げておられます。

内容はすばらしいと思うのですが、先日、はあもにいのウィメンズカレッジにおいて受講生に情報紙はあもにいを手にとったことがありますか、とお尋ねしたところ、ほとんど知らなかったという方が多かったです。せっかくこういう情報紙を刊行されているのであれば、できるだけ多くの市民の方に手にとって見ていただきたいなと思います。そこで、この情報紙の配布方法について教えていただければと思います。

(鈴木会長)

2つありましたので、まず1点目について指導課お願いします。

(教育委員会指導課)

指導課でございます。

高等学校の家庭科の教科書会社は、ここに資料を持ち合わせておりませんので後ほど報告をさせていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

(事務局)

情報紙はあもにいにつきましては、関係部署は当然ですけれども、女性団体の方にも、当室より直接送付させていただいているところです。

委員のおっしゃられたように、知らない方が多いのであれば啓発について見直す必要があると思います。

(鈴木会長)

今のは、後者の質問についての回答ですね。

(八幡委員)

たぶん、銀行などにご自由にお取りくださいと置いてある部数も少ないのではないのでしょうか。

たとえば、自治会などの回覧板とかで回したりするには部数が不足するのでしょうか。また、市政だよりも一部を出していただくとか、よろしく願いいたします。

(鈴木会長)

回覧板は確かにひとつの手だとは思いますが、ただ、色々な部署が広報紙を出しておられるので、その調整は難しいのかと思いますが、回覧板はメリットのある媒体だと思います。

それでは、方向性1に関してほかにご意見、ご質問ありませんか。

私の方から2つ申し上げますと、1つは、園田委員のご質問されている番号の10番の講座とか、あるいは人材の養成ですが、前回のこの委員会で出たような県のしているような研修について、市でも取り組んではどうかと市民団体からの要望を私の方からご紹介しました。これに関してその後の検討状況はどうなっていますか。

県が行っている地域(女性)リーダー養成の企画のようなものが、市が政令市になったことで県から独立し、そこには参加しないようになったかと思いますが、それに対して、市でも取り組みが必要なのではということです。

(事務局)

男女共同参画地域推進員のお話かと思いますが、政令市になったことによって県と合同でしていた研修から市が外されたことは事実です。ただ、本市でも女性の活用ということで、はあもにいウィメンズカレッジを実施していますし、ウィメンズカレッジの卒業生では、市の審議会の方にも申込まれそのうち5名は委員として活躍中でございます。そういった女性の人材の登用は進んでいるかと思えます。

また、いまおっしゃった地域推進員の方々につきましても、今年度見直しをいたしまして、地域推進員として実際活動をされているのかどうかを、今まで把握していなかったものですから、一度、意向を確認させていただいて、そのあと地域推進員として活動する意向のある方につきましては、熊本市としまして、その方々に研修を行っていかうと考えております。

そして、ウィメンズカレッジの方々についても、市としてバックアップしていきたいと思っております。

(鈴木会長)

私が質問したのは、配られております前回の議事録24ページでの要望紹介の件になります。前回、検討しますという回答でしたので、ご質問したところでは。

それから、もう1つは質問の14番ですね。これに対して回答いただいておりますが、報告書の30ページの参考指標をみると数字が激減しているにも関わらず、自己評価がAというのかおかしいのではないかとというご質問をいたしました。評価をAと付けた理由等を回答いただいております。

ただ、やはり同じようなことで他の報告書でもあったと思います。この回答の説明は納得しますが、そうであるならば、評価基準とか評価指標を明示して、一貫性のあるものにしていただかないと、いろいろな事情を聞かないと評価の理由が分からないというのは、やはり問題ではないかと思えます。このことについてはどうでしょうか。

(事務局)

おっしゃる通りだと思います。実際、行政評価という形で熊本市は全体の事業に行政評価制度を使っております。今回出しているのは現段階での自己評価でございます、市としての評価ではないと思えます。最終的には9月議会が決算委員会でございます。その時に数字だけではなく業績まで評価したうえでの決算を認定していただく。その時に、資料は事業ごとに行政評価して出しますので、それは市全体として改めて、この自己評価でいいのかということも判断して出しますので、この委員会でもご指摘いただいたので、全体として評価をさせていただきたいと思えます。

それから、ここに出す場合も評価基準に照らし合わせて進めていきたいと思えます。おっしゃるように評価基準というのは、行政評価の中でも評価基準は一定の評価を持っておりまして、こういう形であれば、普通Aとは書きません。

(鈴木会長)

ありがとうございます。

それでは方向性1について他にございませんでしょうか。

(越地委員)

自己評価ですと、つい甘くしたり厳しくなったりします。そこに、もう一人別の人が関わることで客観性が出てくると思えます。例えば企業であれば、今は実績主義ですから、本人が自己評価をして上司がそれを評価するわけです。事務局の今の説明によると、市にもそういう場があるということですので、ぜひそうした段階を経た後の評価を知りたいところです。

ここにはAと出ているが、総合的に勘案して最終的にはBになった、あるいはCになったという具合に、その経緯がなければ参考になりにくいですね。当事者はAと評価した、しかしはたから見たら全くAではない、という場合にAというデータだけが示されては参考になりませんので、ぜひ客観性を含めた最終的なデータがほしい。

総じて、私の印象では評価がちょっと甘いかなという感じです。やはり評価

は甘いと参考にならない。厳しすぎるぐらいの評価をやった方がいい。その方が、例えば評価Cになっているが、それをB、Aにするためにはどうするかという次の基準が出てきます。Aのランクで通してしまえば、次にどこをどうしようかという改善の余地が生まれにくい。そういう意味では、自己評価の段階から厳しくすることで初めて課題が見えてくると思います。

もう一つは、各種審議会における「あて職」が前回の会議でテーマになりました。表向きは「あて職」を含まない形で女性の審議会登用率を出している。でも、それはやはり実態とそぐわない、ということになりました。今後は外部公表するときに、どういう形で出されるのでしょうか。私としては、審議会のメンバーが「あて職」であろうがなかろうが関係なしに、要は審議会メンバーが100人いるとすれば、その中に女性が何人いるかという数字だけでいいと思います。

(事務局)

まず行政評価についてはホームページで公表しております。最終段階で公表しますので、もちろんこの委員会であれば、その時にそういう報告はさせていただきたいと思います。

(越地委員)

それは結果とすると厳しくなるのでしょうか

(事務局)

それは厳しくなると思います。本来ならば、おっしゃるように自己評価で厳しく評価すべき、そしてそれで、別に達成した達成しなかったということが行政評価の目的ではございませんので、達成しなかった事実をどう受け止めて次の改善に移していくかというのが目的なので厳しく評価すべきだと思っていますし、公表もしているところです。

それから、審議会のあて職につきましては、両方公表するという形にしております。

(鈴木会長)

はい、ありがとうございます。続いての質問もあろうかと思いますが、少し先に進ませていただいて、最後に全体についてもう一度質問時間を設けたいと思います。

この意見、質問の3ページですね、方向性の2と3に関わるところがですね、番号でいいますと、18から23までということでございます。この部分について、何かご意見、ご質問等ございましたら出していただきたいと思います。

先ほどお伺いしたのですが、担当課が出席されていないということで、番号の19に関しては、回答を読ませていただいて、第三者機関の具体的な名前はどうか、というのに対する回答がないように思います。これ、お分かりに

なれば教えていただきたいというのと、それから、子ども支援課に対してですが、番号の21ですね、57ページです。「よかパパ宣言」についての質問に対して回答していただいているということです。これ自体は納得いたしました。目標を達成したから、というかたちで少し取り組みの方向性を変えようということだと思います。これは、かなり、画期的なのですが、そういう意味では本質に外れますけど、ママフレという言葉が出てきますが、子育て行政情報紹介サイトのネーミングの由来を教えてください、というお尋ねをいたしました。これに対しては、「ママ、フレイフレー」を省略してママフレということなのですが、質問した趣旨は、これ、熊本市だけではないと思います。調べましたら、他の自治体でもママフレという単語が使われているのですが、これ、難しいけれども、子育てはやっぱママだ、という、そこについての引っ掛かりがありましたので、ママフレというネーミングでいいのかどうか。子育て支援情報サイトですよ。このホームページ見ますと、パパに対する支援も入っているわけです。方向性1、具体的施策2の取り組みの、男女共同参画の視点に留意した情報発信みたいなところとも関わるし、あるいは、この報告書で言いますと39ページに自立支援、教育訓練給付金であるとか、高等技能訓練促進給付金ですかね。こういったものもこの中に入っているわけです。これはここでも議論しましたけれども、母子家庭だけではなく父子家庭も対象にしていると。こういう情報は、このサイトに紹介されている。そのネーミングがママフレというのはどうなのだろう。なかなか難しいです、この判断は。ネーミングというのは難しいと思いますけれども、そういう趣旨で質問させていただきました。これは、広報の仕方云々も他の項目であがっていますが、計画ではですね。この辺との緊張感といいますか、議論をしていってほしいなということで質問をした、趣旨でございます。趣旨があまり伝わっていなかったなと思って補足させていただきました。

ここの部分、方向性の2と3ですね。いかがでしょうか。八幡さんから2つほどあがっていますけれども、こういう回答でよろしいでしょうか。

(八幡委員)

番号の23番のところ、男女共同参画に関する相談というので、どういふのがあがっているのかというのでお尋ねさせていただいたところです。このことに関連して、私、はあもにいの運営審議会の方に関わらせていただいているのですが、相談室のプライバシーの確保の件で先日、話題になったのですけれども、相談をしていた内容が、当初置かれていた部屋が、声が外に漏れるというようなことで、環境改善をということがあったかと思うのですが、そのあたりの対応を、今後ちゃんとプライバシーを確保していただける部屋を確保できるのかということ、関係してお尋ねさせていただきたい、と思います。

(事務局)

はあもにいの総合相談室につきましては、事務室の拡張に伴いまして、現在あります玄関のロビーのところである、今の場所に移設したということで、声が外に漏れるのではないかというお話もあったものですから、今年度、現在のファミリーサポートセンター、2階にございますけれども、そちらの方に移設を考えております。現在、入札をして設計の段階であり、その後工事に入るところです。

(鈴木会長)

はい、ありがとうございます。これ、いつ頃完成するのですか。

(事務局)

だいたい11月くらいになるかと思います。

(鈴木会長)

はい、よろしくお願いいたします。あと、園田委員から1件ありますが、これはこれでよろしいでしょうか。

(園田委員)

番号22番のところで、これから介護関係の質問をさせていただきました。地域の見守りというところは、非常にこれから期待していきたいと思うところなのですが、広報だとか情報紙などでいろいろ情報を提供するというふうにならなと思っています。また情報紙の中でもいろんな情報を発信していただきたいなと思っています。

男女共同参画センターはあもにいの男性の来館率というのはどれくらいなのですか。

(事務局)

はあもにいの現在の男性の利用は、約3割弱です。

(園田委員)

私自身も、介護というところでは今実際に直面しているのですが、夫婦でいろんな学びとか情報の収集とかがはあもにいでできたらなと思っています。

(鈴木会長)

この部分で、他の委員の方々から質問などあれば出していただけたらと思います。どうでしょうか。

よろしいでしょうか。ではですね、方向性の4割とこれが数が出てきますけれども、これについて、八谷委員からのご質問が多いと思いますが。

どうぞ、お願いします。

(八谷委員)

番号27なのですが、報告書91ページの、平成25年度の課題への取り組み状況に、はあもにい総合相談室と各区相談員で研修を行い事例検討や意見交換、とあったこととですね、平成26年度の課題への取り組み方針で、女性相談員の会議に、はあもにい総合相談室からも参加する、というのが昨年度、はあもにいの相談員さんと各区の女性家庭相談員さんの交流といたしますか、同じスーパーバイズなど、事例検討などをしてないということを確認していたので、何か整合性がないなと思って出していたのですが。

(事務局)

はあもにいの総合相談員と福祉課の女性相談員とはなかなか接点がありますので、同じ相談を受ける立場としまして、意見交換、また事例の検討、そういった形もやっていった方がいいのではないかと、ということで昨年度実施をしたのですけれども、まだ昨年度からですので、今年度からは、なお一層、また充実させるためにもっと回数を増やししながら、あと他に合同の研修会を増やすとか、そういった形を進めていきたいと考えております。

(鈴木会長)

いいですか。

(八谷委員)

昨年度の会議でできていませんということで、それは来年度からみたいな話を聞いていたのでですね。

(事務局)

昨年度、一回実施しています。

(八谷委員)

すみません、それとですね、番号30ですけれども、私のこの報告書の深い読み解きができてなかったのかもしれないのですが、取り組みということであげられている内容が、何かちょっと取り組みと言えないなという違和感を感じました。それで、こういうサービスを行っていくというのは業務であるため、と回答欄に書かれているので、こういう男女共同参画の計画に則った取り組みというのがなくても、業務としては、やるべきことはここに書いてあるとしか思えなかったですね。それで、取り組みとなると、このような情報提供をもうちょっと体系的に、どの職員でもどの市民に対しても確実に情報がいくように、何らかの文書なりを用意したとか、どういうものをきちんと伝えないといけないというところで、みんなで検証したというのであればなんとなく取り組みという風に思えたのですが、例えば、一時保護を依頼したとか、母子生活支援施設に移送したというのは、業務という風な捉え方になるのではないかなと思ったのですけれども。

(鈴木会長)

取り組みというのと業務というのが違うイメージで捉えているということですか。そこが、質問の趣旨として確かめたいのですけれども。

(八谷委員)

一般的に窓口で市民が来て、必要だから伝えるとか、必要だからこの手続きをしたとかというのは、男女共同参画とか取り立ててみんなで会議しなくても、当然すべき業務ではないかと思っています。住宅の確保とか経済的支援など自立支援に向けてあえてここで取り組みましたよというのであれば、もうちょっと何か体系的な整理とか、何らかの意識したものが出てくるのかなと思ったので、違和感を感じました。

(鈴木会長)

所掌業務というのは決まっているのだけれども、その中でこの年度でより積極的に活動したという点を、より分かりやすく書いてくださいという趣旨でよろしいでしょうか。

その点はどうでしょうか。

(西区福祉課)

西区福祉課でございますけれども、報告書の4-15-④ということで、福祉課が行った部分について実績を書いているところですが、これについては、基本的に具体的施策15というのはDV相談体制の強化と被害者の自立支援の中にポツが6個ありますけれども、うちで行っている女性相談員という業務が4番目のポツ、住宅の確保・経済的支援など自立支援に向けた取り組み、この中で位置づけられています。内容については、女性相談員が一年間受けた具体的内容を、こういう内容を受けましたと、そういうところを載せて、そして実際具体的に件数とか一時保護を依頼したとかという部分を実績として載せていますので、この点だけ言うと、何かちょっと取り組みの名称というところと合わない、そぐわない内容になっておりますが、うちの女性相談員の業務をここに位置づけられているということ自体にちょっとどうかなという気はしております。

(鈴木会長)

その辺の問題もある、ということですね。年次報告なので、それぞれの部署の所掌の業務はずっと継続的にあるわけですね。ただ、年次報告という形でこういう報告書を作る限りは、その年にどこにポイントがあったかみたいところが少しでも出てこない、毎年毎年同じような文章になってしまう、というようなこともあるかなと思います。

他にあればまとめてお願いします。

(八谷委員)

32番のケースですけれども、私はこの報告書だけ見ると、とても怖くなっ

たケースだったのですが、25年度の課題、夫と連絡を取り合っている者がいた、ということで、退去ということになられて、DV被害者の市営住宅使用の点で、結局退去をしてもらったという内容になっていたと思うのですが、DV被害を受けて、夫から離れたら終わりではなくて、離れた後の支援がどれほど必要かというのをこれを読んで感じました。保護命令まで出ているということは、裁判所が認めたDV関係であり、それでもなお、夫と連絡を取ってしまったというところにDVの難しい部分があって、離れた後の支援をどうしていくかというの、ぜひ考えていっていただきたいと。配偶者暴力相談支援センターの事業に取り組まれるということですので、そこまでも考えていただきたいと思いますし、回答のところで、入居時に相談窓口、各種の支援策が行われていることを今後周知を行うということですが、ただ、DV被害者に情報だけ渡すとかではなくて、何らかの継続的な声掛けなり、何かそういうものも想定した支援を検討していただければと思います。

(鈴木会長)

これ、質問の文章の中の離れた後というのは、夫から離れたということですね。おそらく、今の質問の趣旨に答える責任は、住宅課にはないと思いますね。ですから、全体の支援の責任主体があって、そこが大体きちんとフォローしていると。それで、そこがフォローできていれば、こういう事態、展開になったとしても、すぐ把握できたのではないかと、ということだろうと思うんですが。この全体の支援をしている責任というか、コーディネートするのはどこになるのですか。

(事務局)

今回、配偶者暴力相談支援センターを設置するにあたりまして、責任といたしますか、位置づけるということで、まずは当室とはあもにいの総合相談室と各区福祉課ですとか、そういったところと連携した形で配偶者暴力相談支援センターを実施するという位置づけますので、配偶者暴力相談支援センターということで位置づけるということは、つまりそこで被害者が来られたときには、どこの場所でも支援を継続してやっていくというのが一番重要であると思っておりますので、今後、継続的な声掛け、委員がおっしゃったような形も取っていくことはもちろんだと考えております。

(鈴木会長)

これ、おそらく議題の2にも関わると思いますので、またその時にご意見があれば出していただきたいと思います。

(八谷委員)

もう一つですが、これも番号34番です。これは先ほど八幡委員からも質問があったことと重複する部分ですけれども、はあもにいの総合相談室の移設に

関しては説明いただいたんですが、DVというのは本当に危険というか、命が失われるような案件、本当に危険なことをはらんでいる、DV支援業務というのはそういうことにもなっていくと思うので、相談者だけでなく、ここで相談を受ける人たちの安全もしっかり確保されないと、きちんとした支援ができにくいという風に思います。それで、はあもにいの総合相談室はそういう風に移設というようなこともあります。安全の部分プラス、プライバシーに関しての、各区の区役所での相談窓口なり、どうもカウンターで話を聴くしかない状況もあるように耳にしたりもします。どこか空いた部屋を探すということもあったのではないかなということも聞いたりしますので、そこあたりの面談室なり安心安全が守れる相談体制というの、費用の部分とか、もともとある庁舎の中でどうするとか、区役所の中でどうするとかいうのはあるでしょうけど、声を上げないことには変わっていかないと思って書かせていただきました。

(事務局)

相談室についてお話いただきましたけれども、各区福祉課におきましても面談室というのはございまして、相談者が来られた場合にはそちらの相談室の方に案内して女性相談員がお話を伺うという体制は整えております。また、相談者だけではなくて相談員の安全という部分に関しましては、委員がおっしゃったとおり、大切なことだと思っております。

(八谷委員)

できればもう一度、各区役所、相談の体制の状況にもよるとは思いますが、再度、面談室なりプライバシーが保てる場所での相談を徹底していただくというところをお願いしたいと思います。

(鈴木会長)

要望というところで、ぜひともお願いしたいと思います。

他にいかがでしょうか。もしなければ、全体通じて言い残したこと等々もしあれば出していただきたいと思います。藤本委員いかがでしょうか。最初の方が教育関係だったので、少し（出席が）遅れられたので言い残されたことがあれば出していただければと思います。

(藤本委員)

遅れました、申し訳ありません。教育問題のことについてですけれども、やはりこういうことの元になる、スタートの時期にある子どもたちを預かっておりますので、先ほどから家庭科の問題も出ていますし、特別活動、それから人権教育等でしっかりやっていかないといけないなというのを話を聴きながら感じました。

(鈴木会長)

ありがとうございます。今回、実績報告として出ておりますけれども、ここ

に掲げていない、こういう取り組みも必要なのではないかというようなこともご意見としては出していただいて結構ではないかと思いますが。

(西原委員)

報告書のことですけれども、ちょっとさっきから気になっていることがあるので、お伺いしたいと思います。102ページのところですね。相談の件数のところですが、DV被害者からの相談件数ということで、一番多いのは中央区、次がはあもにいという風になっていて、それで見ると、中央区やはあもにいがDVの相談たくさん受けていらっしゃるという印象がありますが、それぞれの相談室のDV被害者からの相談のパーセントを考えたときに、はあもにいの相談室でDV被害者からの相談の割合というと6%となっていて、非常に低いような印象があります。他に区役所とか、中央区11%と若干低めだと思いましたが、他のところが30%とか40%いく中で、はあもにいの総合相談室が6%というのは、そのあたりの数字をどのように読んでいらっしゃるのかという、理由とかですね、どんな風に考えられているのかなど、ちょっとお伺いしたいと思います。

(事務局)

この6%というのは2,904件に対しての数字ですので、母数が大きいからということだと思います。確かに、総合相談室に関しましては、相談件数が多いものですから、DVに関してのものというのは少ないかと思えます。ただ、今度、配偶者暴力相談支援センター事業を開始することによって、やはりそういった件数の増加は考えられると思いますし、相談室の方では、女性相談員ではございませんので、各区の福祉課における女性相談員と違い、普通の一般相談も受けているという状態ですので、そういう意味で、はあもにいの総合相談室の件数は下がるというのもありますし、相談される被害者の方々も、確かに区役所になりますと、様々な手続き関係もございますので、そちらの方でとなるとやはり福祉課の方に行って、それから色々な支援の方に繋いでいく、ということになりますから、やはり区役所の方の件数が上がっているというような形になっています。

(西原委員)

ありがとうございます。毎年の推移を見たときにはあもにいで相談の中でDVの相談の割合が最近下がっていると思います。毎年下がっているイメージが私にありましてその理由をお伺いしました。

もちろん福祉とかの直接支援になっていくので、福祉課へ相談という事が多いと思います。しかし、私が以前はあもにいの相談員をしていたときに、最初話を聞くとあまりDVは関係ないような話ですけど、ずっと内容を聞くと結局はDVの被害者だったという事がわかるケースがかなりありました。どこに

問題の焦点をあてるとか、どんな風に相談者から話を聞いていくのかとか、相談員が気づくかどうかという点に差が出てきているのではないかという事が心配になりました。その辺りを考えていただければと思います。

(鈴木会長)

ありがとうございます。田崎委員から何かありますか。

(田崎委員)

方向性2に戻りますが、鈴木会長が質問されていた待機児童の増加、番号でいいますと19番目です。

うちの病院では、事業所内保育所を持っています。3年前に立ち上げた時に最初は5人くらいの園児を預かっていましたが、今は60人程預かっています。あと2年くらい経ったら100人に達するペースかなという風に考えています。認可保育園の待機数はこういった形で、本当に増えているのかという実感は私にはわかりませんが、それがあから認可外という事業所内保育の園児が増えているのかという感覚もあります。

認可外保育所を含めた園児の数とか、認可保育園の数は増えないけれど認可外保育所、事業所内保育所が増えている傾向とか、全体が見えたらありがたいと感じております。指標があればと思うのですがいかがでしょうか。

(鈴木会長)

事業所内保育所は認可外保育所の中にカウントして統計をとられているのか確認できますか。

(事務局)

申し訳ございません。担当課である保育幼稚園課が本日欠席しています。この件に関しては、後日回答させていただきたいと思います。

(鈴木会長)

場合によっては数値に表れている以上に待機児童が存在するという事があるという事ですか。

(田崎委員)

そうです。お住まいの地域でも違うとは聞いているのですが、私たちの南区より東区などの人口がもっと多いところだと思います。勤務先が遠方だと事業所内の保育所には預けにくく、自宅の近くの保育所に預けたいけれど預け先が見つからず、なかなか復職できないという例もございました。

(鈴木会長)

ありがとうございます。これは難しいのですが、できるだけ実態が現れるような数値、統計の取り方を工夫する必要があると思います。数値の上では改善していても実態は全く改善していないという可能性もあるかと思います。この辺りをもう一度確認していただく必要があります。よろしくお願いします。

他にありませんか。もしなければ議題1の年次報告書についての意見を伺う議題については閉めさせていただきますけれどもよろしいですか。

お気づきの点があれば男女共生推進室へご連絡いただき、担当課へつないでいただきたいと思います。

■議題2 熊本市配偶者暴力相談支援センター事業（案）について（報告）

（鈴木会長）

それでは議題の2。最後の議題とも関わりますけれど熊本市配偶者暴力相談支援センター事業（案）についてです。事務局からご説明をお願いします。

事務局より、熊本市配偶者暴力相談支援センター事業（案）について資料に沿って説明

（鈴木会長）

ありがとうございます。今ご説明いただきました配偶者暴力相談支援センター事業についての案という事で、これに対してご意見、ご質問があればお受けしたいと思います。

（八谷委員）

二つほど質問いたします。一つは、具体的に書かれている4ページの保護命令の関与のところで（2）保護命令申立書の書き方等支援という事で「保護命令申立書の書き方や添付書類のそろえ方等について、助言・情報提供等を行うもの。」とあります。この事に関して被害者への同行、被害者と一緒に裁判所へ足を運ぶ支援という事を想定した上で行なっていただきたいと思います。相談という事で窓口や面接室のみでの対応だけではなく、被害者は暴力の渦中にいて自分で動ける力がない人も多いので、そこまで想定して行なっていただきたいと思います。

あと、6ページの図解の中で裁判所がないようです。外部関係機関はありますが、あえて記載がないのですか。保護命令等に関わる事もあるのに裁判所が記載されていない事が気になります。

（事務局）

先ほどの保護命令に関しましてですけれども、被害者が不安に思われ保護命令の申立をされるという事ですので、裁判所への同行も考えています。裁判所の記載がされていない件でございますが、図面の相互連携のところには県の配偶

者暴力支援センターと警察とあります。その横に外部関係機関とあり、この中に裁判所も含まれます。こちらへ記載していませんがそのような形です。

(鈴木会長)

ご意見としては裁判所をその他に含めずに記載したほうが良いという事ですか。

(八谷委員)

裁判所も重要な役割があるのに裁判所の記載がない事に何か意味があるのかと思いました。同行や情報提供などの支援をされるというのであれば記載していただいた方がわかりやすいと思います。

(鈴木会長)

ありがとうございます。他にはいかがですか。

抽象的な話ですが「配偶者暴力相談支援センター」と「配偶者暴力相談支援センター事業」の違いは何でしょうか。

(事務局)

「配偶者暴力相談支援センター」と「配偶者暴力相談支援センター事業」の意味の違いということでしょうか？

(鈴木会長)

そうです。「配偶者暴力相談支援センターを作る」という要請はあると思います。その事と「配偶者暴力相談支援センター事業をします」という事ではニュアンスが違うように思います。その事をどのように考えていらっしゃいますか。

(事務局)

「配偶者暴力相談支援センター」は、国のほうから示されているものは設置の名称ではなく、配偶者暴力相談の支援をする事業という意味です。配偶者暴力相談支援センターは、あくまでも支援を行なう事業という意味でありまして、施設の名称ではありません。

(鈴木会長)

施設ではなく機能として捉えているという事ですか。

(事務局)

そうです。

(鈴木会長)

それでは機能としてのセンターはどこですか。色々な支援事業をされ、図解されていますが、これを全体統括されるのは男女共生推進室だろうと思いますが、そこがセンターだとイメージしても良いのでしょうか。

(事務局)

当室も含めまして、はあもにいの総合相談室、健康福祉子ども局子ども支援課、各区の福祉課と保健子ども課で、配偶者暴力支援センターの機能を果たす

ために各課で実施する事業をそれぞれ配偶者暴力支援センター事業と位置づけるという事です。当室の業務としては、統計事務、各課や相談室から寄せられる相談件数等の統括や、相談員の質の向上を図るための研修の企画、また被害者の同行支援を行ったりするという意味で統括という言葉を使っています。

(鈴木会長)

6 ページの図解を見ていて「配偶者暴力相談支援センター」と書いてあります。中身は色々なところで色々な取り組みをやります。という事の一般的な名称としてこの「配偶者暴力相談支援センター」という名称が使われていると思います。支援が必要な人の目線で見ただけの場合にどこに頼ったらいいのか見えてこないように思います。

(事務局)

配偶者暴力相談支援センター事業を開始するにあたりまして、本部体制を作る事になっております。また、DV相談専用電話が一番大きな相談先となり、当室ではこちらに一番力を入れて啓発をしていかなければいけないと思っています。

今までもDV相談専用電話はございますが、新たに配偶者暴力相談支援センターという事（電話番号は変わるのですが）でDV相談の専用電話を開設いたしますので、相談者としては、そちらが一番の相談先になってくると考えています。

(鈴木会長)

それは理解しているつもりですが。

(事務局)

この表現ではわかりにくいと思いますが、男女共生推進室はもちろんのこと、各区の福祉課等全て配偶者暴力相談支援センターだという事でございます。そこで相談を受けて、配偶者暴力相談支援センターの事業は全てそこがそれぞれで行なうという事で、男女共生推進室は統括しますけれど、配偶者暴力相談支援センターといえればそれぞれお住まいの一番近い場所がそちらの配偶者暴力相談支援センターであり、もちろん東区にお住まいの方が西区へ相談していただいても構いません。

配偶者暴力相談支援センターそのものは、今あるそれぞれの部署が配偶者暴力相談支援センターという事で位置づけていただければと思います。

(鈴木会長)

素朴な疑問ですが、それはセンターと呼べるのでしょうか。

(事務局)

センターという名称をつけたという事ではないです。事業をやるのはそれぞれやるわけですので。

(鈴木会長)

ここで掲げている、それぞれの機能の全体として何か問題があったときに、責任を持つのはどこだろうという事が疑問なのです。

(事務局)

全ての責任を持つのは市民協働課、企画振興局で持ちます。

(越地委員)

各相談場所にそれぞれ看板がつくわけではないのですね。例えば県の配偶者暴力相談センターはどうなっているのですか。

(事務局)

看板はございません。

(越地委員)

センターとしての機能を行なっているということで、どこにもセンターという表示はないということですね。

(事務局)

やはり加害者の方々の心配がございます。看板を掲げてしまいますとこちらへ加害者が現れる危険性がございます。

(八谷委員)

この配偶者暴力相談支援センターができる時に、危惧しているところが支援している方々の安全面というところですよ。通常の相談窓口より加害者の追及の順位が上がってしまいます。

配偶者暴力相談支援センターという看板を掲げることでそこへ乗り込めば、被害者となんらかの接触が持てると考えられるのではないかという思いもあり、私自身安全面は大丈夫なのかと心配しています。

それと、熊本市でも取り組んでいただきたいと思いますが、先日DV被害者支援を積極的に取り組んでいる久留米市の施設を視察してまいりました。今日は、配偶者暴力相談支援センターについてお話してありますが、色々な課から出席されていますが、もしかすると「自分の部署は関係ない」と思っていらっしやったら、そうではありません。被害者支援において各課にある窓口で手続きをしてもらわなければならない事はたくさんあります。どう手続きしてよいか分からないのに、それを被害者本人が、力も全て奪われている状態で、ひとりで全てを手続きするという事は、とても大変な事です。

久留米市では、各課の長と同行支援を行なう実務者が対応についての協議を行い、マニュアル作りまでされているという事で、窓口にいる人が変わっても、この手続きとこの対応に関しては、最低限担保されているという事を聞いてまいりました。とてもすばらしいと思いました。

共通シートというものも見せていただきましたが、相談をされた被害者に対し

て相談をうけた責任者が、DV被害者である証明と生活状況や子どもの事やどんな手続きが必要なのかなど、最低限必要な情報が欠かれた書類を発行することでそれさえ持っていけば、どの窓口へ行くのか分かり、窓口で改めて説明をしなくても、その書類をみただけでわかり、スムーズに手続きが進められるというシステムを取り入れられていました。

また、市役所のひとつの部屋を確保し、本人が各課を訪れるのではなく、その部屋へ担当課が来るとか、加害者からの追求が危ない時には市役所や区役所ではない別の場所を確保し、そこでやり取りできるなど、被害者に寄り添った色々な支援をされていると聞いてまいりました。

すぐにはできないと思いますが、担当課だけではなく、全部の課の取り組みとして拡げていただくと、とても安心だと思います。

(鈴木会長)

要望という事でよろしいでしょうか。ほかにありますか。

(西原委員)

2ページに本部体制として女性相談員、再任用職員と書かれています。この方々は6ページでいうと本部にいらっしゃる。という理解でよろしいですか。

(事務局)

はい。

(西原委員)

本部にいらっしゃる女性相談員は電話相談も受け、来所相談もされるという事ですか。

(事務局)

そうです。

(西原委員)

同行支援も考えていらっしゃるとの事ですが、どの部署のどなたが行かれるのか決まっていますか。例えば北区の福祉課へ相談に来られた方が同行支援をお願いしたいという要望があった時に北区の方がいかれるのか、本部の方が行かれるのか決まっていますか。

(事務局)

その辺りはケースバイケースです。まずは本部に職員もおりますので可能な限り職員や相談員で支援をさせていただきたいと考えています。

(西原委員)

それでは相談者ご本人がこれまで相談した方を希望された場合はそれも可能ですか。

(事務局)

そうですね。そういう事もケースバイケースで可能です。

(西原委員)

もう一点確認します。本部のところにDV相談のスーパーバイズと記載されています。これは本部に専門のスーパーバイズが常勤されていらっしゃるのですか、それともスーパービジョンを行なう時に外部から招くという形を考えていらっしゃるのですか。

(事務局)

スーパービジョンを行なう時に外部から招くという形です。

(西原委員)

わかりました。ありがとうございます。

(鈴木会長)

DV相談専用相談電話はもう実施されているのですよね。

(事務局)

DV相談専用電話は、政令市になった年に開始しています。

(鈴木会長)

平成24年からですね。

(事務局)

はい。そうです。

(鈴木会長)

この文書の正確な取り扱いはどのような位置づけですか。

(事務局)

こちらは事業の案ですので、この後庁内DV連絡会議がございますので、そちらで調整いたしまして、そこで決定すれば、男女共生推進室で決裁をとり事業を開始するという事になります。

(鈴木会長)

この案に基づいて展開していくということですね。

また今後、お気づきの点、ご意見、ご要望があれば男女共生推進室へ連絡をとっていただき、実際に動いてみないとわからないところも出てくると思いますのでよろしく願いいたします。

それでは議題2の熊本市配偶者暴力相談支援センター事業についてのご報告とご質問を終えさせていただきます。

■議題3 その他

(鈴木会長)

議題3のその他ですが、これは事務局の方から何かございますか。

(事務局)

先ほど少しお話に出ましたが、今年度は熊本市内の企業を対象といたしました調査を実施する予定でございます。調査項目の案などできましたら、委員の皆様のご意見もお伺いできたらと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

(鈴木会長)

調査の実施時期はスケジュールが秋と書かれてあったと思えますけれど。

(事務局)

ただ今、総務省統計局へ事業所のデータ提供について申請を行なっているところですので、10月くらいを予定しています。

(鈴木会長)

すると質問項目の意見などはこの時期より前という事ですね。

(事務局)

そうですね。

(鈴木会長)

はい。わかりました。そういう段取りでお考えなのでみなさんよろしくお願いいたします。

他にはよろしいですか。

(越地委員)

今日25年度の事業実績を見せていただき、本当に男女共同参画というものは幅広い分野にわたっているのだなと思えました。どれも大事であるし、どれも年月をかけて怠りがないようにやっていかなければならないのでしょうか。

一方で、一点突破という視点もどこかに持っておく必要があると思います。どの問題も大事だが、特に今回はこれについて徹底して検証し、取り組んでみるというように目鼻立ちをつけるというか、何か一つに絞って討議する場がほしい。一つに絞って論議すると言っても、そこにはあらゆる要素が含まれることになり、最終的にはそこに男女共同参画の全部の問題が絡んでくると思います。

例えば具体的政策の12番目にある「地域における男女共同参画の推進」あたりをひとつのケーススタディにして、そこを根掘り葉掘り進める。「結果はこうです」で終わらずに、何でなかなか進まないのだろうという“何で”を、この会議メンバーと市側のプロフェッショナルの皆さんが同じレベルで論議できる場があったらいい。私どもが「ここはどうなっていますか」と聞いて、「こうなっています」と答えるやり取りで終わらずに、市側から「こういう問題があ

るが、どう思いますか」と逆に投げかけがあったりというように、相互の対等な視点でやっていけたらいいと思います。

全体をこなしながらの一点突破というと、何か矛盾するような感じもあるかもしれませんが、そこから色々なものが見えてくると思います。

(鈴木会長)

この参画会議のセッティングの仕方、議題の設定の仕方に係るのだと思います。検討するテーマをここで絞り込んで検討するということですね。

国の男女共同白書が出ていますけれど、毎年ポイントを絞り、前半はあるテーマに絞り分析し、その後全体的な統計が並んでいるというそのイメージでいいますと、今日は全般的な検討でしたけれど、今後何回かこの会議をやるとすると、その中に一つテーマをセッティングして議論しあうという事もいいかもしれませんね。

検討させていただいて、余裕のある時期にテーマ設定し議論していただくという事を考えたいと思います。

長時間にわたり議論していただきありがとうございます。3つ用意していただきました議題が終了したと思います。これで第1回の会議を終了したいと思います。本日はありがとうございました。

それでは事務局から連絡事項があればよろしくお願いします。次回は大体どれくらいの時期とかございますか。

(事務局)

議題の内容にもよりますが、先ほど提案もございましたので、テーマに絞った会議の形もございましたので、当室では年明けを予定しておりましたが、もしご要望がございましたらこういう形でお話をさせていただけたらと思います。